

【資料2-4】

平成27年度 第1回 住みよいまちづくり部会 報告

平成27年9月29日(火) 14:00~

さいわい福祉センター 会議室

【出席者】 障害福祉課：後藤課長 沼田係長 半澤

さいわい福祉センター：大芦副所長

委員：磯部（イリアンソス理事長） 長田（東久留米市手をつなぐ親の会会長）

多功（民生委員） 池田（民生委員） 日高（小平保健所）

及川（高次脳機能障害家族会）

手話通訳：2名

【欠席者】 平山（聴覚障害者代表）

1 障害福祉課 後藤課長挨拶

2 自己紹介

3 差別解消法について

平成28年4月1日施行

新しい法律であるため、一般・障害のある人共に周知が足りない。

啓発活動を「住みよいまちづくり部会」を通して行っていきたいので部会で検討してほしい。

昨年は、障害者週間に「ヘルプカード」の周知チラシを市報に折り込みした。

【意見交換】

- 法律の名称が難しい、「ヘルプカード」の認知度等当事者「親の会」ではどうか？
- 認知されている、また、都で発行した赤いプレートを携帯している人を見かけるが、例会にて確認する。
- 障害のある人も地域で一緒に暮らしている、人が集まる時に啓発のポスターを貼ることができないか。（夕涼み会等）

<障害福祉課>人が集まる所でふれ合うことがあれば良い、市がどこまで関わるができるか、市民と一緒に具体的に動くことができると考えている。

- 障害のある人に関わるようになってはじめて障害のある人に目が向くようになった。障害のある人がして欲しいことを知りたい。どこまでできるかわからないが。
- 家族が一緒の時は良いが本人が一人の時不安。何を望んでいるのか？どうして欲しいのか？日頃のコミュニケーションが大切と考え心がけている。

- ・孤立しないよう日頃から挨拶を心がけ、顔見知りになることが大事だが、個人情報絡みもあり難しい側面もある。
- ・いざという時の困りごとを聴いておく、日頃支援をしている人は馴染みが多いので、時間と労力は要するがその人たちがチラシ等を配る。(神奈川で実践例あり)
- ・モデルケースで取り掛かってはどうか。障害のある人は障害のハンディと生きてきた歴史にもハンディがあるためなかなか心を開かないことが多い。
- ・障害によっては決められた避難所では足りないことがある。そこを支援者が繋ぐことができれば良い。
- ・日常の関わりをつけていくことが大事、「差別解消法」の周知で支援者側の連携を見える化できるか、さいわいセンターの力を借りたい、具体的なことを始めないと進まない、まず、地域ごと区切って進める。
- ・社協の災害ボランティアセンターに加わっている、その中に手話ができる方も加わることができれば良いと思う。
- ・当事者団体の集まり低迷化している。障害種別によって違いがあり、私たち支援する側でも分からないことが多い。

<障害福祉課> 災害時はもちろん必要だが、日頃日常に必要。合理的配慮において手話通訳は必須。障害があるから・・・も差別になるかもしれない。市役所内でもまだ認識が低い。

- ・合理的配慮において、例えば議会では手話通訳を入れなければならない、声・点字の広報、市役所内での認識が高まれば道筋ができそう。具体的な案が欲しい。
- ・支援者（ナースステーション・ヘルパー・通所事業所職員）は障害のある人と日頃付き合っているので、平常時の対策として一般の人に説明しやすいのではないか。全体の活動が伝わらないと理解は難しいのではないか。
- ・障害者年の時は全庁で取り組むことができた（運動会開催等）。市民に日常的にわかりやすいチラシ（地域で生きていくということ）配布・夕涼み会（始まった経緯：北口商店街近くに障害のある人の事業所設立反対があった）横断幕でアピールを実行。次年度はこの「夕涼み会」でそれぞれの団体が大事にしていることを話す構想がある。
- ・自治会の役割も必要。国勢調査の折、障害のある人が居ると分かったこともある。

<障害福祉課> 住みやすさ・防災ニーズがある反面、考え方の多様化がある。コミュニティーを欲しがると若い世代もあるが世代間のギャップがある。イベント等通して伝えることができれば良いが同じ障害でも考え方の違いがあり悩ましい。

- ・一人一人違う、障害のある市民であり役割がある。

<障害福祉課> 一般の方に知ってほしいのは「合理的配慮」どの程度まで掘り下げるか、例えば、大きな声を出している人に声をかけていいのか？見守るのか？

- ・障害があっても普通の人と同じように生きるものであり、違いを認めてほしい、その違いに合った支援をして欲しい。

<障害福祉課>素案を提示しての作業だと進めやすい。

チラシでも良いが紙でなくても良い、広報を活用して事業所の活動紹介、インターネットで動画も（年代別の工夫必要）、具体的に案を出したほうが分かりやすい。

- ・小中学校で「差別解消法」の学習をしたうえでポスターを描いてもらい展示はどうか。

<障害福祉課>総合学習で入れることができそう。

- ・最近あった事例でグループホーム設立について、音が気になるので境界線から法律で定められている距離以上離すよう要求があった。また、さいわい福祉センター設立時に反対運動があり、同じ幸町に在った障害者施設が他の地区に移転せざるを得なかった。
- ・「住みよいまちづくり部会」の周知も必要。高次脳機能障害の集まりがあることを広報で知ることができた。経験者が語ること、その話を聴くことで身近になると思う。
- ・経験者が語ること大事、そのような機会を作っていきましょう。

結論：①わかりやすいチラシ作り ②当事者が話をする機会設定

4 防災について

資料確認

モデルケース（聴覚障害者の特定の一次避難所への集合）について

<障害福祉課>

「東久留米市避難所運営マニュアル」P8

6 避難所運営組織の設置

（2）運営連絡会の組織

に聴覚障害者代表（平山さん）が集合場所を決め確認を取る、そこの自治会に了解を取り進めるが、身の安全のため、まずは一次避難所に避難。

【意見交換】

- ・聴覚障害者はどの位居るか。医療器具の条件に合う避難所は？

<障害福祉課>

今回は、モデルケースで聴覚障害者代表の話を聴くことがテーマであったが、ご都合が悪く欠席。当事者・関係者に何が必要か聞き情報を集め整理する必要がある。

・昨年「防災グループ」の取り組みを聞いたが引き続き交流することも大事。可能か？

5 その他

10月13日（火）14：30～（701 会議室）自立支援協議会

<障害福祉課>

市報折り込み用チラシのサイズ、特殊サイズと A4 サイズどちらが良いか。

以上

担当／長田